

障害者差別解消法施行に向けた県の取組状況

千葉県では、平成19年7月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（以下「条例」という。）を全国に先駆けて施行しており、本年4月の障害者差別解消法の施行を控え、障害者差別解消支援地域協議会のあり方、条例と法の整合性、職員対応要領の作成や広報啓発が課題となった。このため、一昨年から内閣府の障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業（地域協議会準備会）に協力し、平成27年度は実務的な検討を行うワーキンググループを同準備会の下に設置するなどして、検討を行った。

※障害者差別支援地域協議会：障害者差別解消法において、地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することとされている。

1. 地域協議会準備会での検討

(1) 検討経緯

ア. 開催実績

第1回 平成27年7月15日（水） ワーキンググループの設置

第2回 平成27年11月4日（水） 地域協議会の概要について

第3回 平成28年2月8日（月） 最終報告案について

※ ワーキンググループを平成27年7月から毎月1回、計5回開催

イ. 報告会

3月3日に内閣府主催の最終報告会において検討結果を報告

(2) 検討課題と結論

①地域協議会のあり方や検討議題

- ・県において、以下の形式で設置し運用する。
 - ・運用：「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく調整委員会と一体的運用を図る。
 - ・委員：調整委員会委員を土台に国の機関（労働局・法務局）等を追加予定。
 - ・議題：市町村において対応する個別事案の分析や検討等を担うことを想定。
 - ※ 調整委員会においては、条例に基づく助言・あっせん・勧告・訴訟の援助を検討する際に個別事案を取扱う。

②相談対応の流れ

- ・想定される相談の流れを作成（資料2-2、P6参照）

③条例に基づく事例の蓄積や経験の活かし方

- ・「障害を理由とする差別と望ましい配慮に関する事例集」の作成。（別冊2）

④条例と法との整合性

- ・解釈指針を改正し、国において定める対応指針等の内容等を盛り込むことにより対応。（資料2-6）

⑤市町村支援

- ・市町村の求めに応じて、地域相談員や広域専門指導員による助言等のバックアップを行うこととした。

⑥法とあわせた条例の周知啓発

- ・パンフレットを作成し、市町村窓口を掲載。（資料2-7）
- ・事例集のマンガ版や福祉教育との連携を検討。

2. 職員対応要領の策定

障害者差別解消法においては、行政機関等における障害を理由とする不利益取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が規定されており、職員の対応要領を策定するよう努めることとされている。

- ・ 行政機関等の職員が障害のある人に適切に対応するために定めるよう努める。
- ・ 県の機関では現在3件の作成予定
 - ① 知事部局、議会事務局及び行政委員会事務局 3月1日策定
 - ② 教育委員会 2月12日パブコメ終了→対応中
 - ③ 県警 2月23日パブコメ終了→対応中
- ・ 対応要領は国の基本方針に基づき作成され、主な記載項目としては
 - ① 趣旨 ② 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
 - ③ 具体例 ④ 相談体制の整備 ⑤ 行政機関等における研修・啓発
- ・ 新規採用職員に対し研修を実施する（4月中に6回実施）。

3. 広報啓発

(1) これまでの取組み

① 各種媒体での広報

ア. 千葉県民だより 12月号：1面・2面

イ. ラジオ：ベイFM「チバ・プリフェクチャー・アップデート」12月4日放送分

② 広域専門指導員による啓発資料入りティッシュ配布

千葉駅前にて 6月15日（県民の日） ⇒ 3,000個

12月9日（障害者週間） ⇒ 4,000個

③ パンフレットの作成

④ 研修会の開催及び講師の派遣

1月末～2月に圏域別に5回開催・市町村等の要請に応じ県職員を派遣

(2) 今後の取組み

① 障害者差別に関する事例集及び同「マンガ版」作成

現在作成中・福祉教育の場面における活用を検討

② 講師の派遣

市町村や障害関係団体からの要請に応じ県職員又は広域専門指導員を派遣